

業務実績評価方法の見直しについて

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務実績評価については、令和7年10月に策定した「業務実績評価の基本方針」、「年度評価実施要領」及び「中期目標期間(見込)評価実施要領」に基づき実施することとしています。

今般、令和7年度の業務実績評価(年度評価)に当たり、両市において評価結果報告書を作成する過程で評価方法を改めて検証した結果、各評価における総合評価の評価基準を新たに設けるとともに、中期目標期間(見込)評価における大項目評価の評価方法についても見直す必要があると判断したことから、各評価の実施要領の一部を改正いたします。

1. 評価の基本的な考え方(現行)

業務実績評価は、法人の業務実績について、中期計画・年度計画に掲げる各項目に対する個別の取組から法人全体の業務実績までを、段階的に評価する仕組みとしています。

評価の客観性及び透明性を確保するため、小項目評価及び大項目評価については、あらかじめ定めた基準に基づき評価することとする一方、法人全体の業務実績を評価する総合評価については、大項目の評価結果を踏まえ、各項目の重要性、特筆すべき成果や課題等を総合的に勘案し、記述式により評価することとしています。

2. 評価の種類

業務実績評価には、毎年度の業務実績を評価する①年度評価、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を評価する②中期目標期間見込評価、中期目標期間終了後に期間全体の業務実績を評価する③中期目標期間評価があり、それぞれの評価対象は以下のとおりです。

なお、②及び③については、中期目標期間全体を評価対象とすることから、小項目評価は実施しません。

<評価区分ごとの評価対象>

区分	①年度評価	②中期目標期間見込評価	③中期目標期間評価
小項目評価	○	—	—
大項目評価	○	○	○
総合評価	○	○	○

3. 改正内容

今回の改正は、各評価における総合評価の評価基準の新設及び中期目標期間(見込)評価における大項目評価方法の見直しの2点です。

総合評価の評価基準の新設については、評価の客観性及び一貫性の確保並びに評価結果の分かりやすさを重視し、評定及びその判断の目安となる基準を新たに設けるものですが、中期目標期間全体の業務実績評価に当たっては各年度の評価結果の積み上げをより適切に反映する必要があることから、中期目標期間(見込)評価における大項目評価についても、現行の評価方法を見直すこととします。

なお、②中期目標期間見込評価と③中期目標期間評価については、今回見直す評価方法が共通することから、同様の改正を行います。

<改正する評価対象>

区分	①年度評価	②中期目標期間見込評価	③中期目標期間評価
小項目評価	現行どおり	—	—
大項目評価	現行どおり	見直し	見直し
総合評価	基準新設	基準新設	基準新設

【1】総合評価における基準新設

現行の評価方法は、大項目の評価結果を踏まえ、各項目の重要性、特筆すべき成果や課題等を総合的に勘案し、記述式により評価することとしていますが、評価の客観性及び一貫性を確保するとともに、評価結果をより分かりやすく示すため、記述式による評価に加えて、SからDまでの5段階の評定を行うこととし、その判断の目安となる基準を新たに設けます。評定に当たっては、大項目評価を点数換算して算出した平均点を基本的な目安とし、大項目ごとの重要性、特筆すべき成果や課題等を総合的に勘案して決定します。

<評価手順>

年度評価	中期目標期間（見込）評価												
大項目評価について、評定区分（S～D）を以下の評価点に換算する。 S：5点、A：4点、B：3点、 C：2点、D：1点	同左												
評価点の合計を大項目数（4）で除して得た平均点を<u>基本的な目安</u>とする。 <table border="1"> <tr> <th>評定区分</th><th>大項目評価の 評価点の平均点（目安）</th></tr> <tr> <td>S</td><td>4.5点～</td></tr> <tr> <td>A</td><td>3.5点～4.5点</td></tr> <tr> <td>B</td><td>2.5点～3.5点</td></tr> <tr> <td>C</td><td>1.5点～2.5点</td></tr> <tr> <td>D</td><td>～1.5点</td></tr> </table> ※平均点が評定区分の境界値（1.5点、2.5点、3.5点又は4.5点）となる場合は、大項目ごとの重要性、特筆すべき成果や課題等を勘案し、総合的に評定を決定する。	評定区分	大項目評価の 評価点の平均点（目安）	S	4.5点～	A	3.5点～4.5点	B	2.5点～3.5点	C	1.5点～2.5点	D	～1.5点	同左
評定区分	大項目評価の 評価点の平均点（目安）												
S	4.5点～												
A	3.5点～4.5点												
B	2.5点～3.5点												
C	1.5点～2.5点												
D	～1.5点												
大項目評価の平均点を目安とし、法人にとって特に重要な分野の達成状況及び特定の大項目における顕著な成果や課題等を勘案し、総合的に評定を決定する。	同左												

【2】中期目標期間(見込)評価における大項目評価方法の見直し

現行の評価方法では、各年度の大項目評価を点数換算し、標準点に対する評価点の割合により評価を行うこととしています。

この方法によると、例えば、中期目標期間中の各年度の大項目評価がすべて「A」であった場合でも中期目標期間(見込)評価では「S」となるなど、各年度の大項目評価の評価の積み上げと中期目標期間(見込)評価の評価との間に乖離が生じる場合があります。

このため、各年度の評価結果をより適切に反映できるよう、標準点に対する割合による評価方法から、各年度の評価点の平均点を判断の目安とする方法に見直します。

＜中期目標期間(見込)評価における大項目評価方法＞

旧（現行）		新	
各年度の大項目評価をSは5点、Aは4点、Bは3点、Cは2点、Dは1点に換算する。		同左	
各年度の大項目評価がすべて「3」の場合の合計を標準点とし、標準点に対する評価点（合計点）の割合（％）により評価を行う。		合計点を中期目標期間の年数（5年）で除して得た平均点を基本的な目安とする。	
評価区分	判断の目安となる業務実績	評価区分	大項目評価の平均点（目安）
S	標準点に対する評価点の割合 120%超	S	4.5点～
A	標準点に対する評価点の割合 100%超 120%以下	A	3.5点～4.5点
B	標準点に対する評価点の割合 80%超 100%以下	B	2.5点～3.5点
C	標準点に対する評価点の割合 60%超 80%以下	C	1.5点～2.5点
D	標準点に対する評価点の割合 60%以下	D	～1.5点
		※平均点が評価区分の境界値（1.5点、2.5点、3.5点又は4.5点）となる場合は、大項目ごとの重要性、特筆すべき成果や課題等を勘案し、総合的に評価を決定する。	

★シミュレーション：年度評価の大項目評価結果を以下のとおりと仮定した場合

旧（現行）			新		
(大項目の評価結果)					
大項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2 医療	A	A	A	A	A
第3 業務	A	A	A	A	A
第4 財務	B	B	B	A	A
第5 その他	A	A	A	A	A

旧（現行）				新		
（点数へ換算）						
大項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合計
第2 医療	4	4	4	4	4	20
第3 業務	4	4	4	4	4	20
第4 財務	3	3	3	4	4	17
第5 その他	4	4	4	4	4	20

大項目評価がすべて「3」の場合の標準点は3点×5年＝15点 合計点 20 点÷標準点 15 点＝133% 合計点 17 点÷標準点 15 点＝113%	合計点を中期目標期間の年数（5年）で除して得た平均点 合計点 20 点÷5年＝4点 合計点 17 点÷5年＝3.4点
---	--

（評価結果）			（評価結果）		
大項目	割合	結果	大項目	平均点	結果
医療	133%	S	医療	4点	A
業務	133%	S	業務	4点	A
財務	113%	A	財務	3.4点	B
その他	133%	S	その他	4点	A

➡ 現行の評価方法では、各年度の大項目評価が全て「A」の場合でも、中期目標期間（見込）評価では「S」となり、年度評価の評定の積み上げと乖離する。	➡ 見直し後の新たな評価方法では、各年度の大項目評価の評定の積み上げを平均点として評価に反映することができる。
--	---

以上の見直しにより、各評価における評価方法を明確化するとともに、各年度の評価結果を適切に反映し、一貫性のある評価を行うこととします。